

議会改革推進会議会議録

平成25年1月21日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成25年1月21日(月) 午前10時35分～午前11時10分
- 2 開催場所 第2・3委員会室
- 3 出席議員
議長 櫻井清蔵
副議長 前田稔
高島真 新 秀隆 尾崎邦洋
中崎孝彦 豊田恵理 福沢美由紀
森美和子 鈴木達夫 岡本公秀
伊藤彦太郎 前田耕一 中村嘉孝
宮崎勝郎 片岡武男 宮村和典
服部孝規 小坂直親 竹井道男
大井捷夫
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 山川美香
高野利人 新山さおり
- 6 案 件 1 検討部会員の選任について
2 審議会等への議員の派遣について
3 その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時35分 開 会

○議長（櫻井清蔵君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開催します。

まず、検討部会員の選任についてでございますけれども、前田 稔議員が検討部会員でありましたが、副議長に就任いたしましたので、推進会議で規程第8条において推進会議の会長及び副会長は、部会員に含まないと規定しております。

したがいまして、かわりに緑風会から1名選出していただくことで確認いたしましたところ、尾崎邦洋議員を部会員にと報告を受けております。

また、新和会の岡本公秀議員より辞任の申し出があり、かわりに中崎孝彦議員を部会員にと報告を受けております。

そこでお諮りをいたします。

尾崎邦洋議員及び中崎孝彦議員を検討部会員に選任することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君） ご異議なしと認め、尾崎邦洋議員と中崎孝彦議員を検討部会員に選任することといたします。

次に、審議会等への議員の派遣についてでございますけれども、この件につきましては、先日、18日の検討部会において確認されましたが、その経過について竹井部会長から説明していただきますので、よろしく願いいたします。

竹井部会長。

○部会長（竹井道男君） 今、お手元に資料が2つほど配付がされております。

1点は、市長宛に議長から出された審議会等への議会の議員の派遣についてという見出しのもの。それから一覧表の表のものがついておりますので、それをもって説明させていただきます。

まず、昨年12月4日に議会改革推進会議を開いていただきまして、これまでの経過、並びにそれまで私たちがまとめましたものに対する、総務部長からこういうふうな議会への意見がありますということのご説明をさせていただきました。それを踏まえて、1月18日に第9回の検討部会をいたしましたので、少し内容について説明をさせていただきます。

各種審議会等への議員の派遣については、昨年4月20日、第5回の検討部会の中でまず議題としてさせていただきました。

特に議員の派遣については、この前もお話をいたしました、多くの議員の方から余り必要ではないのかとか、なかなか議員派遣となっても、意見のしづらさ、それから議会全体をそれが代表しているのかどうか、少しわかりづらい等々の声ございましたので、それを議題に上げることといたしました。

特に今回議論いたしましたのは、その各種審議会の結果が、特に議案として議会に提出されるような委員会、こういうものを中心に議論を進めていくということでのいろんな仕分けをいたしました。

お手元にある一覧表には33の委員会・審議会名が入っております。これにあと広域連合、三泗鈴亀農業共済、もう1つ、3つほどこれは必置されているものがあります。最初は36の資料を出しましたが、他地域との関係があるもの3つを外しまして、33の委員会が今回の議論の対象とするということで議論を始めました。

結果、簡単に先にまとめを言いますと、お手元の一覧表の2ページ目の15番以降33番までにつ

きましては、他自治体との関係等、それと特に議長が代表として出席をされておる。それから、この委員会・審議会等については、議案として特に提出されることもないということで、議論の対象からは一旦外してございます。それについては、また議長を含め、今後、大枠的にはこのままでいくというふうな確認をしております。ですから、14番までが今回の議論の対象となりました。

経過的には、昨年11月2日、第8回検討部会において、法必置、1ページ目の1番から3番まで、これは法律で派遣をすることが決まっておりますので、1ページ目の1番から3番までについては、出さざるを得ないということでオーケー。それ以外の4番から14番までについては、議長と市長での調整を依頼しようということでお願いをいたしました。

その結果、これは4日に言いましたが、総務部長名でこの委員会に対して出してほしいということですね。廃止じゃなくてこのまま継続してほしい旨の書類が参りました。11月22日の会派代表者会議において、そういう意見が出された旨、議長からご報告がございまして、それに対する答弁というか、回答書をつくらなければならないということで、部会長のほうに一任を受けて、部会長のほうで事務局と調整をして、回答書なんかをつくりました。それが今お手元に配っております、議長から市長へ宛てた検討結果の意見書であります。

本来は、この会議で確認をした上で出すべき筋のものであったんですが、実はお手元の資料の10番、農業再生協議会というのがございます。これは、条例で市議会議員と書いてなくて、農業再生協議会の規約の中に市議会議員の派遣が記載されておりました。これを外す場合には、総会です承を得る必要があると。その総会が1月24日にあると、その総会の議案書の中身を審議する幹事会が1月14日にあると。ですから、14日までに意見書を出しておかないと、14日の幹事会で議論ができないというふうな申し出がございましたので、それをちょっと間に合わせるために、私のほうでつくったものを議長のほうに確認をいただいて、議長名で先行的に出させていただきます。それを受けて1月18日に改めて検討部会でその内容を説明をいたしましたということです。

ですから、再生協議会がこれを出さないと、来年まで待たなければならないというふうな、少し時間的な制約がございましたので、急遽、1月10日付で議長から市長宛に出せない理由についての意見書を出させていただきます。

そういう背景で、少し見解と、皆様方にご報告が前後いたしましたことはおわびをいたしたいと思っておりますが、何としても、議員派遣についてはなるべくやめようというようなことでございましたので、先行的に出させていただきます。

それでは、内容についてご報告をさせていただきます。

お手元の議長名であります議員の派遣について、見ていただきたいと思っております。

まず、大きな1番目に委員派遣についての基本的な考え方というのが書いてあります。これは、現在、業務委託を（株）ぎょうせいというところにコンサルティング契約をいたしております。この会社は、議会基本条例をつくる時に2年間、我々のサポートをしてくれた会社ですが、同じ会社に随意契約をして、年に何回程度ですけれども、ちょっとわからないこと等があれば相談をしながらコメントを求める、そんな契約になっておりましたので、ここにそのコメントを求めました。

その内容については、①の部分がそうですが、まず二元代表制という問題。これは、当然議会の役割と行政の中には、行政への監視評価、それから議決を伴う案件への視点等を勘案する必要がある。要するに二元代表制ですので、議会は議会としての意見を持つことが必要であるということと、監視

評価。そういうことがあって、議会基本条例を策定している議会ほど、こういうふうな検討が進んでいるということで、多くの自治体で派遣を中止した例が出ているというふうな見解でした。

その背景としては、議会の役割を第4条でつくったり、第10条に市長の提案説明を求めるというふうなことがありますので、そういう議会の責務がある中で、議案に出される前に、そこに議員が加わるべきではない。要するにオープンな中で議論するほうが正しいのではないかと、そんな見解が1つあるということです。

ただ、どういう内容が議論がされたのかとか、どういう内容がその委員会で提案されているのか、そういうことを当然知る必要があるだろうということですし、さらにその内容が、住民の声が反映されているのか等、そういう中身を知る必要があるというふうなこともあわせて入れさせていただいております。

それから、次ページの②のほうでは、これは事務局のほうでも調査をしていただきまして、自治日報社の「議会運営の実際」というところにも、やはり審議会等への委員には就任しないことが望ましいというふうな考え方が記載されておりました。これも、やはり議案審査の前に議員が審査をすることは、本当の議会での議論をするときの妨げになるというか、少しトーンが落ちるのではないかと。そういうことであれば、やはり議会の監視権や審議権行使に支障があるようであれば、委員を派遣しないほうがいだろうという、2つの見解が示されましたので、やっぱり委員派遣については、やめていきたいということを検討部会で確認いたしました。

ただ、委員派遣がなくなることによって、全くその委員会の中身が見えなくなってしまう、それから出される議案の審査過程が見えづらくなるということについては、やはり議会としてどういうふうに今後関与していくのか、そういうことが大変重要なことであるということで、大きな2番目に、委員派遣を中止した後、こんなことが必要ではないのかということをもとめました。

これも、やはり最終段階で議論が当然必要になってまいりますので、もし委員会の派遣に類するような議論ができるのであれば、そこが所管する常任委員会の中で若干事前に説明を受けたり、今でも協議会を開いて、計画の内容の説明等ございますけれども、そういうふうな事前に少し議会の声を聞くような場をつくるべきではないのかということをごここに書いておきました。

それから④のところは、外郭団体が今一部派遣をしないというふうに決めております。ここについても、従来の外郭団体の議論は、予算決算でもできないことになっております。ですから、例えば社会福祉協議会に支出していることをつかまえて議論はできますけど、社会福祉協議会全体を議論するのは外郭団体ですのでできませんので、そこに今回委員派遣を中止いたしましたので、その辺については、逆に議会側から少し議会に呼んで、決算なり予算の段階で事業内容を確認して、そんなような動きも必要ではないのかということをごここに書いてあります。

それから3番目に、総務部長名で出されております配慮願いたいという部分です。これについては、お手元の一覧表の1ページ目の4番の亀山市総合計画審議会、横のほうに黄色で「有」と書いてあります。それから8番、9番、10番、それから識見を有するもの等で11番、この5つが今後も続けて派遣を願いたいというふうな申し出がございました。

簡単に言いますと、4から14の中で、5番、6番、7番については派遣しなくてもいいですよというふうな裏返しと言える。済みません、その他の14の土地開発公社もありましたので、ここも6つ出してほしいと。ここに書いていない5、6、7については、逆に言えば出さなくてもいいという

ふうな解釈もできますけれども、そういうふうな意見書を出されました。それについて、こちらのほうでまとめたものを少し説明させていただきます。

まず総合計画審議会、これも派遣をしてほしいということで来ております。ただ、これも皆さんご承知のとおり、昨年3月に後期基本計画の議論をいたしました。既に自治法上では、基本構想の策定義務はなくなりました。なくなったということは、次の平成29年の改正のときになりますけど、そこで基本構想がつくられるかどうかの判断は、亀山市が基本構想をつくるという条例をつくらない限りは、つくる必要がないというような状況です。この辺については、議会質問をいたしました。まちづくり基本条例の中にうたい込む必要があれば、そこに入れるような、たしか答弁でしたので、今後、あと三、四年ありますので、これはその段階でないと、本当に委員を出す必要があるのかないのか。もし条例で総合計画をつくるということになれば、私どもの議会基本条例もそれにあわせて議決案件に入れなきゃなりませんので、その段階で十分議論すればいいし、今の段階ではここも全く、予算決算委員会で議論できるようになりましたので、派遣する必要はないと考えておりますけど、そういうことを書いて、今の段階で議論すること自体がおかしい。もし出してほしいのであれば、基本構想をつくることをまず明記すべきではないかなということを書いてあります。ですから、これやったら三、四年、今後も皆さんも議員活動をされると思いますので、ぜひ頭の隅に残しておいていただきたいと思います。

それから、あと農業関係、林業関係も3つほど残してほしいというふうなことでございました。これは担当部長と事務局でヒアリングを行いまして、私のほうでいろいろ内容を聞かせていただきました。

中身を読みますと、やはり森林管理協議会と農業再生協議会、これについては、相当専門性の高い議論になっておるようです。多くの専門家の方たちが参加をされて、その年の森林の事業であったり、農業の事業がここで議論されていると。それが結果的に全部予算として今出ておりますので、多くはやはり予算のときに議論が十分できるのではないかと。それで、全てが全て議員が林業や農業に精通しているということでもありませんので、やはりそういうものは担当所管の委員会の中で議論すべきだというふうなことを書いております。

ですから、一議員を派遣することよりは、必要であれば枠組みの議論、さらには予算の段階で、ほとんどこれ予算化されている事業、特に農業関係はほとんど予算化されていますので、そういう中で議論をすべきであろうというふうなことを書いております。担当の部長からも、特に農業関係については、4月の所管説明のときにも住民に説明する用意があるというふうな答弁をいただいておりますので、またこの辺については、各委員会の中で少しチェックをお願いしたいというふうに考えております。

それから、少し意見がありましたけど、農業振興地域整備促進協議会については、少し別の意見もついておりまして、もし廃止をするのであれば、農業の意見を聞く場を設けよということがここに書いてあります。

特にここも調べましたら、2つの協議事項がございまして、農業振興の整備計画の策定、5年ごとです。今これをつくっております。これも委員会で確認したら、縦覧されると。パブリックコメントでなくても縦覧の義務があるということですので、その段階を通じて議論は十分できるのではないかと。

それから、もう1個、振興地域内の農用地区域変更というんですかね。要するに農地をほかのものに変えてしまう。簡単にいえば駐車場に変えたり家が建ったり、そういうふうな案件に今産建の委員長と副委員長が出席をしていただいておりますけれども、これは相当高度な判断が要ると。要するに農業をやめるということになりますので、それからさらに当事者的な利害も絡んでしまうという中に、第三者的な議会が意見を申し添えることは非常に難しいのではないかとということで、これについても、やはり多くの派遣された議員の方に聞いても、なかなか難しいと。私も一度行ったことがあります、なかなか難しい判断を求められているということで、やはりこれは、より専門性の高い、それから利害者同士の判断を持つべきではないかということを書かせていただきました。

ただ1点、農業政策に関する議論の場というふうな申し入れもございますので、これはまた産業建設委員会の中で、議長のほうからご指示いただかなきゃなりません、少しそういう検討の場の設置についてもご議論願いたい。

一昨年、農業問題を取り上げて、農業委員会の会長さんに来ていただいて、2時間ほど会議を開きましたけど、これを定例化するのかどうかということになりますけど、そういうことがあればこも議員を派遣しなくていいような雰囲気ございましたので、またこの辺については、少し今後議論をいただかなければならないというふうに考えております。

それから、あと国民健康保険運営協議会、これが一番、なかなか厳しい国保の値上げのときも議論をここでされて、そこに総務委員長が派遣をされております。ですから、なかなか審査をする委員会の委員長がそこでオーケーしたものを、さらに委員会で議論をするという、前回もたしかそうだったと思いますが、非常に難しい議論になってしまう。そういうことからいけば、まさしく議案として出される素案議論に議員が参加をするということは、これも適切じゃないという判断の中で、これについても、やるなら議案審査の前に少し説明があるなら、総務委員会になります、説明すべきではないのかというふうにしておきました。

それから土地開発公社、これも現在は先行買収が中心となっております。これは建設部がほとんど所管をしておりますし、大体道路事業に関する先行買収、この前は商工も多分そうだと思いますが、事業が見えたものの先行買収という形で、特に独自の事業をやっていることはございませんので、この辺についても、今監査として副議長が行っていただいておりますが、これも別に予算や所管の中で十分チェックができるのではないかとことを書いておきました。

ですから、お手元の一覧表のうち、4番についてはまだまだ向こうの見解が出ないうちは、こちらから派遣するも派遣しないも議論すらできないということと、それから8番、9番、10番については、これは特に条例には書いてございませんので、規約や要綱の中で明記がされております。議会審査も要りませんので、これについてはもう少し議論を重ねれば何とかなるんじゃないかと。

国保については、識見を有するものということで、これも市議会議員とは書いてございませんので、これについても出さないというふうに代表者会議で決まれば、これも十分可能であろうと。

土地開発公社も、定款に書いてあるだけです、これも議会で議論するようなことではございません。これはまた所管の委員会の声を聞いて議長のほうから諮らせていただいて、代表者会議の中で十分議論して、派遣しないことも十分可能だろうと考えております。

大きく見れば、ほとんどこの段階で条例で変えなければならないものというのは、総合計画審議会だけになってしまうということですので、18日の段階では、特に理事者のほうからああだこうだと

いう回答は来ておりませんので、もう少し様子を見ながら議長のほうに、またこの後、理事者のほうとも調整をお願いしようと考えております。

それから、最後に4番目に、これもせっかく市長に出す文章だったので書いておきました。

既に代表者会議の中で、お手元の一覧表12番、13番につきましては、代表者会議で派遣しないというふうに決定いたしております。

この2つについては、少し例にとって、行財政改革の推進委員会、今まで副議長が委員として行っていただいております。これについても、24年度の決算委員会の委員長の意見書の中で行財政改革も報告しなさいというふうな旨、書きましたので、これはちょっと個人的な見解ですけど、本来総務委員会で議論する案件ではありますけど、年に1回の行財政改革の結論、どんなことをしてきたんだというような報告の場を設けるといえるならば、やはり9月決算できっちり確認できるような場づくりをぜひお願いできないかなと。これは予算決算委員会の範疇になりますが、今までそんなこと一度もやっておりませんし、市長のマニフェストを見ていると、何か行財政改革本部長に自分が就任するとかというようなことも書いてあるので、議会全体で監視していくというふうな視点も必要ではないのかなということで、少しこういうふうなことを書かせていただきました。

これは、総務委員会と予算決算委員会がどう線引きをするのかということになりますが、全員で議論する場も必要ではないかということで書かせていただきました。

それから社会福祉協議会も、代表者会議の中で、やはり派遣するメリットがあるというふうなお声もいただいたんですが、これもできれば教民委員会の中に来ていただいて、決算か予算の段階ぐらいで事業内容を確認するというふうな申し入れをして、事務局長とちょっと個人的な話をしたら、可能は可能だというふうな返事をいただいておりますので、本格的に委員会の中でもやろうかということであれば、正式に申し入れて来ていただいて、少し事業内容を聞くと。

これは、予算も決算も手元に書類をいただいております。過去はそういうことをやったことはないし、やろうとすると理事者も嫌がるかと思うんですけど、こういう委員を出さない以上、我々も監視評価する、そういう補助金というか、お金をいっぱい出していますので、あと振興会であったり、開発公社であったり、そういうところの事業を委員会でかいま見ることが可能かなという気もいたしますので、委員派遣しないことをてこに、少しこういうところでも関係づくりというものを、今後はこれは議長にお願いをして、また代表者会議に諮ると。

それから、あと正・副委員長会議等で議論いただいて、少しこちらからアプローチというか、アクションを起こしていったらどうかなというふうなことで、あえてここに書かせていただきました。

これは市長のほうに渡す資料ですので、市長のほうに目がつくように書いておきましたので、ぜひまたご一読いただいて、あと各委員会の中での議論を今後、議長指揮のもとに、お願いせなあかんというふうなこともあると思いますので、ぜひまたご一読願って、あとこれだけの委員会があつて、ほとんど、成果としては4番から10番の中でも3つは向こうが出してくれとは言わなかったということですので、ある意味、総合計画も要らないわけですので、そうなると農業のほうがおーケーなれば、おかげさまで全ての委員会へ派遣しなくてもいいという、少し交通整理ができてまいりますので、もう少し議長のほうに委ねて、理事者のほうと協議いただいて、整理をしていきたいなと思います。

一応私のほうの検討部会としては、一旦これで議論を終わらせていただいて、2ページ目のブルー以降については、特に議長のほうの関与するものですし、他市との関係がすごく多いので、これにつ

いてはもう少し手つかずで様子を見ていきたいというふうに考えております。

ちょっと委員会で言わなかったんですけども、塩尻市というところで、この前、物の本に一切派遣しないという記事が載っておりましたので、確認をとりました。そしたら似たような議論になっておまして、法必置はしようがないと。それから委員については、特に関与しないと。それから特に他市との関係などについては、このまま推移を見るという話で、ほぼ私たちが今考えているものと似たような見解でしたので、特に大きな間違いはないなど。ただ、報告の場を今後議論するということが書いてありました。それを常任委員会であったり、予算決算委員会をうまく活用できないかなという提議だけにさせていただいて、報告を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（櫻井清蔵君） どうもありがとうございました。

ただいまの竹井部会長から、いろいろ説明をしていただきました。

この件につきまして、何か確認したいことがございましたら、ご発言を願います。

前田議員。

○議員（前田耕一君） ちょっと確認したいんですけども、先ほどの竹井部会長からの説明の中で、たちまち1月24日の農業再生協議会、産建委員長がとなっていますので、確認だけしておきたいんですけども、1月10日に市長へ要望書を出していただいて、その回答はどんな中身の回答になっているのか。ということは、1月24日の総会には、多分ですけども、出ないかなのかな、出やんでもいいのかなという、その辺のところ。

総会でこれを見てもみますと、了承を得る必要があるとなっていますから、そこで次年度から派遣しないということになってくるんかと思えますけれども、その点の位置づけはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君） 竹井部会長。

○部会長（竹井道男君） 18日の検討部会でもちょっと事務局から報告させただんですけど、18日の段階での向こうのほうの議論は、1月14日の幹事会で規約改正の提案をしたと。それについては特に異存はなかったということです。ですから、その異存はなかったので、その議員を抜いた案件で1月24日の総会に諮ると。総会でオーケーがとれば、自動的にそこで抹消されるということです。ちょっと24日の出席の是非について、私ではわからないんで、方向的には削除したもので幹事会では通ったということです。

ですから、それを24日にかける。それでオーケーになったら、市議会議員は抹消されるという手続になっております。

○議長（櫻井清蔵君） 前田議員。

○議員（前田耕一君） そうすると、かけるまではまだメンバーとして残っておるわけやから、一応出席はしておくべきと判断せざるを得ないわけですね。

○議長（櫻井清蔵君） だから、この申し出に対して、事の起こりは、今、竹井部会長からいろいろ話がありましたように、議会としては基本的に、私が思うところ、当亀山市が亀山市議会基本条例を制定させていただいて、二元代表制というものを確立していこうやないかと。その視点から、あくまでも冒頭に述べましたように、議会としての役割を果たすためには、予算、いろんな専門的な知識が要るものについては、やはり議会の各常任委員会全体で議論していくべきではないか。派遣される議員さんについて、責任を持ってした中での判断を、この件について議決をしたいと、それから判断を

したいというようなときに、議会、委員会なりの議案としてどうかというときにですな。議会に持ち帰って一応判断していただかんらんとする場合があると思うんです。それは一議員としてじゃなしに、総務委員長とか各委員長が行った場合でも、委員長が責任持った場合に、その委員長が大変困るだろうというようなことで、その申し出については、早急に解決すべきやということで、24日の総会に間に合うということですけども、恐らく派遣しないというのが前提で、この部会で協議していただいたことですので、これは理解していただけませんかなと思うんですけど、それでいいですか。部会長さん、そういうことでよろしいですか。間違っておったら訂正してください。

前田議員。

○議員（前田耕一君） それは、中身はわかっているんですけど、既に案内が来ています。しかし、総会に諮って派遣をしないという方向性に、多分25年度からになるか、あるいは総会の日からになるか、総会の日であっても、提案するまでの間は、まだ出る必要があるんやから、出るべきものということで理解させてもらってもいいんですね。でなかったら、欠席になるわけですね、当然。

○議長（櫻井清蔵君） そうですな。欠席してもらったほうがありがたいと、欠席ということでしてもらえませんか。

というのは、こうやって市長宛に出させてもらったもので、部会にもこういうようなことで意見を申し上げたやつを処理していただいたので、欠席ということでお願いします。えらい申しわけないです。

前田議員。

○議員（前田耕一君） 欠席やったら欠席で構わないんですけども、例えばその日にたまたま役所に用事があって、会議をやっておる最中にその辺をうろうろしておって、欠席しておるやないかということになりかねやんわけですね。その方向性をはっきりしておかんと、例えば総会で議決が終わったらその場で退室するとかね。それか、そのままその日は1日ずうっとおって、きょうは、本来は来たくなかったけれども、あるいはどっちでもいいと判断したけれども出席させてもらいましたという立場で座っておるか、どう判断させてもらったらいいですか。

○議長（櫻井清蔵君） 私に一任してもらえませんか。それで、ちゃんと担当部長に言いますから。ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（櫻井清蔵君） 検討部会の皆さん方、本当にご苦労さんでございました。ありがとうございます。

ある程度、議会としての方向性ができたと考えております。本当にご苦労さんでございました。

その他の件ですけども、ほかにございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君） ないようでしたら、以上で議会改革推進会議を閉会させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君） どうもご苦労さんでございました。

午前11時10分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 1 月 21 日

議長 櫻井清蔵